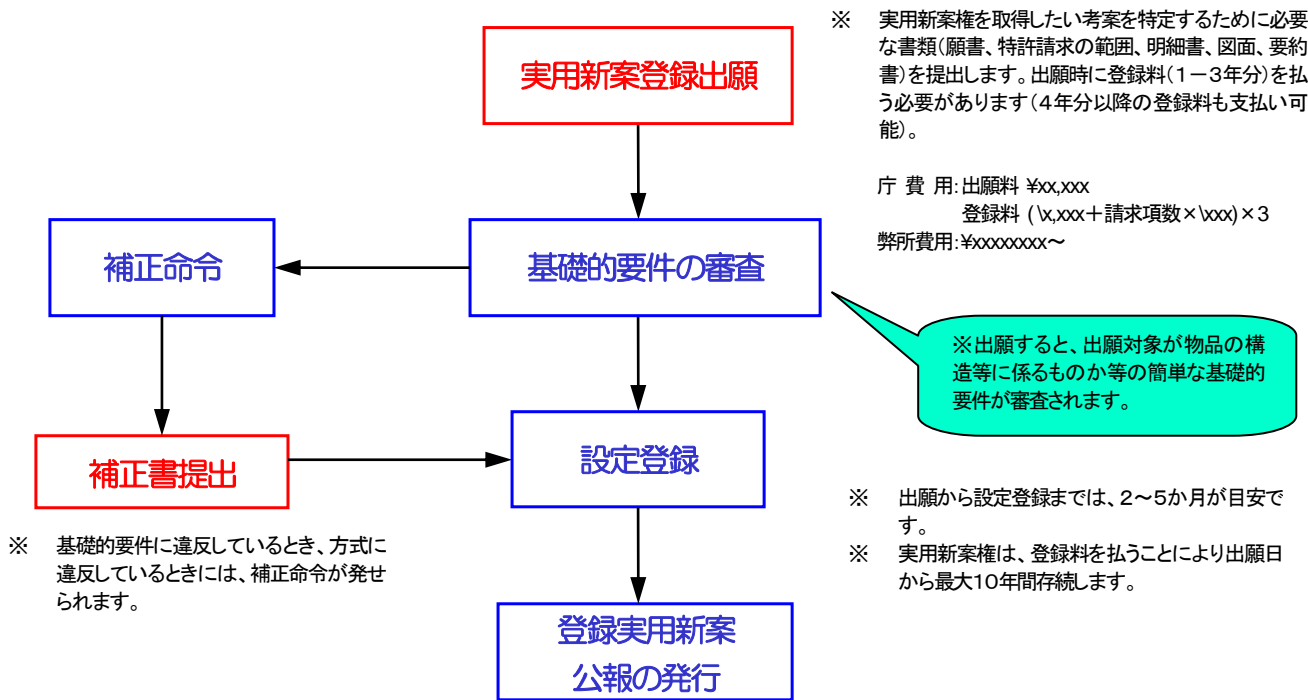
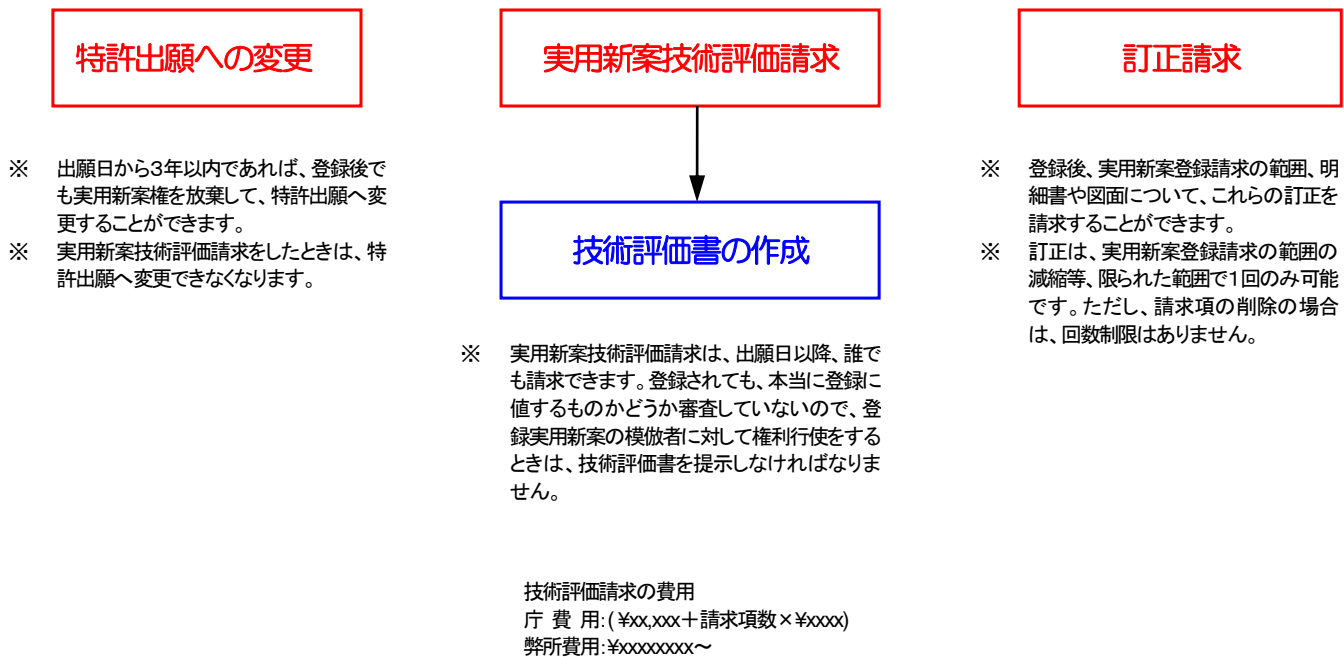


注意！！
 疑問があるときは、必ず当所へ質問願います。
 (日本弁理士会が作成した図です)
 特許業務法人 新大阪国際特許事務所

実用新案権を取得するまでの手続の流れ



その他必要に応じてする手続



注 **青枠**: 特許庁側での処理です。
赤枠: 出願人が特許庁に対して行う手続です。**費用が発生します**。庁費用は改定されることがあります。
 特許庁印紙代は、必ず、特許庁サイトなどで最新の金額を確認して下さい。